

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事、議会、教育委員会および病院事業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、平成 28 年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例（昭和 24 年滋賀県条例第 44 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の事務部局の職員、議会の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

各部局別職員定数改定増減表

(単位：人)

部	局	平成27年度	平成28年度 (案)	増 減	摘 要	
知事の事務部局		3,051	3,062	11	スポーツ行政の移管による増員	
議会の事務部局		29	28	△ 1	職場および委員会室等の環境整備等検討終了による減員	
選挙管理委員会の事務部局		6	6	0		
監査委員の事務部局		15	15	0		
教育委員会の事務部局		224	198	△ 26	スポーツ行政の知事部局への移管等による減員	
労働委員会の事務部局		14	14	0		
収用委員会の事務部局		3	3	0		
漁業調整委員会の事務部局		2	2	0		
人事委員会の事務部局		10	10	0		
地方公営企業の事務部局(企業庁)		69	69	0		
病院事業の事務部局(病院事業庁)		1,077	1,101	24	診療体制の充実等による増員	
教 育 機 関	校長、教員	3,403	3,419	16		
	校長、教員以外の職員	655	638	△ 17		
	計	4,058	4,057	△ 1		
	ア 高 等 学 校	校長、教員	2,259	2,252	△ 7	学級数の減等による減員
		校長、教員以外の職員	426	416	△ 10	
		計	2,685	2,668	△ 17	
	イ 中 学 校	校長、教員	39	39	0	
		校長、教員以外の職員	3	3	0	
		計	42	42	0	
	ウ 特 別 支 援 学 校	校長、教員	1,105	1,128	23	学級数の増等による増員 事務事業の見直しによる減員
校長、教員以外の職員		162	155	△ 7		
計		1,267	1,283	16		
エ	学校以外の教育機関	64	64	0		
合 計		8,558	8,565	7		

滋賀県職員定数条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,051</u>人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>29</u>人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>224</u>人</p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,077</u>人</p> <p>(10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,403</u>人 校長および教員以外の職員 <u>655</u>人 計 <u>4,058</u>人</p> <p>ア 高等学校の職員 { 校長および教員 <u>2,259</u>人 校長および教員以外の職員 <u>426</u>人 計 <u>2,685</u>人</p> <p>イ 中学校の職員 { 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 { 校長および教員 <u>1,105</u>人 校長および教員以外の職員 <u>162</u>人 計 <u>1,267</u>人</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,062</u>人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>28</u>人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>198</u>人</p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,101</u>人</p> <p>(10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,419</u>人 校長および教員以外の職員 <u>638</u>人 計 <u>4,057</u>人</p> <p>ア 高等学校の職員 { 校長および教員 <u>2,252</u>人 校長および教員以外の職員 <u>416</u>人 計 <u>2,668</u>人</p> <p>イ 中学校の職員 { 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 { 校長および教員 <u>1,128</u>人 校長および教員以外の職員 <u>155</u>人 計 <u>1,283</u>人</p>

エ 学校以外の教育機関の職員 64人

(11) 合計 8,558人

2 省略

第3条 省略

エ 学校以外の教育機関の職員 64人

(11) 合計 8,565人

2 省略

第3条 省略